（報道官）

第二十一条　陸上総隊司令部に、報道官一人を置く。

2　報道官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　報道官は、陸上総隊司令官の命を受け、広報に関する事務をつかさどる。

（医務官）

第二十二条　陸上総隊司令部に、医務官一人を置く。

2　医務官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　医務官は、陸上総隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。

一　保健衛生及び医療に関すること。

二　適性検査に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

三　衛生器材の補給、保管及び整備に関すること。

四　衛生器材及び衛生器材に関する役務の調達に関すること。

五　衛生器材の制式及び規格の改善並びに標識に関すること。

（監察官）

第二十三条　陸上総隊司令部に、監察官一人を置く。

2　監察官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　監察官は、陸上総隊司令官の命を受け、監察に関する事務をつかさどる。

（法務官）

第二十四条　陸上総隊司令部に、法務官一人を置く。

2　法務官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　法務官は、陸上総隊司令官の命を受け、次の事務をつかさどる。

一　懲戒に関する法令の適用の指導に関すること。

二　訴訟に関すること。

三　例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。

四　法令の調査及び研究に関すること。

（副官）

第二十五条　陸上総隊司令部に、所要の副官を置く。

2　副官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　副官は、陸上総隊司令官の庶務をつかさどる。

（所掌事務の特例）

第二十六条　本章に定めるもののほか、部、課、報道官、医務官、監察官及び法務官は、陸上総隊司令官から特に命ぜられた事務をつかさどる。

（自衛隊法第十条の二第三項の規定により方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置く場合の事務）

第二十七条　防衛大臣が、自衛隊法第十条の二第三項の規定により、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置く場合には、これに関する事務は、所掌事務の区分に応じ陸上総隊司令部の部、課、報道官、医務官、監察官及び法務官が行うものとする。

第二章　方面総監部

第二十八条～第三十一条　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第一章　［同上］

第一条～第三条　［同上］